平成２１年（フ）第６５９７号
大阪府寝屋川市堀溝北町15番11号
債務者　喜納　高男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６０２号
大阪府大東市三箇１丁目13番16号　205号
債務者　中尾理扇子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６２８号
大阪市住吉区帝塚山東３丁目３番３号　長吉ハイツ帝塚山221号
債務者　杉原　直人
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６３８号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号　自立支援センターおおよど
債務者　立石　幸司
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４４号
大阪市港区南市岡３丁目10番21―332号
債務者　福嶋エルリンダこと　フクシマ　エルリンダ　クボス
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４５号
大阪府門真市大字三ツ島640番地の１
債務者　澤村　　惠
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４７号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番76―1008号
債務者　松本紀美代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３号
大阪府大阪狭山市東野西１丁目945番地の２―５―206号
債務者　末元　麻子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７６５号
堺市西区宮下町13番８号
債務者　西田　章乃
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
京都府亀岡市篠町見晴５丁目１番25号、申立時の住所堺市美原区南余部14番地１　レオパレス美原南104号
債務者　湊　　晋也
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９７号
堺市西区太平寺312番地１　池側ハイツ１Ｆ２号室、前住所堺市西区鳳北町９丁520番地１―502号
債務者　野原　康弘
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５４号
大阪府高石市取石５丁目８番14　雅マンション217号、申立時の住所堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ⅲ―305
債務者　花谷　時秀
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６３号
大阪府松原市北新町５丁目３番13号
債務者　乾　めぐみ（旧姓信田）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０８５号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目７番１号
債務者　渡辺　資樹
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９０号
大阪府富田林市錦織南１丁目13番11号　中西文化204
債務者　平舘　優子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１０５号
堺市美原区南余部西２丁目１番　府営美原南余部住宅４棟501号
債務者　亀田東亞子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１１７号
大阪府高石市高師浜４丁目15番７号
債務者　龍野つぐみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係